

2019年度 安全報告書

<期間：2019年8月1日～2020年7月31日>



M a r i n e
Sightseeing Bus

株式会社 マリン観光バス

弊社は「最高のおもてなしは安全運行」をモットーに、お客様へ安全と安心、そして質の高いサービスを提供できますよう日々研鑽重ねております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全の確保が最優先である。貸切バス事業者として責任と絶対的な使命をもって全従業員が一丸となり最善を尽くす。
- (2) 輸送の安全にかかわる法令、それに関連する規定・規制等を厳守し、忠実に職務を遂行する。
- (3) 全社員健康意識の向上に努め、心と体の健康から本物の安全を迫及する。
- (4) 輸送の安全にかかわる情報は積極的に社内外に公表する。

以上の方針に基づき、お客様に安心してご指名をいただける貸切バス会社として「安全運行」に向け不断の努力を重ねてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2019年度目標及び結果

- | | | | |
|-----------------------------|-----------|---------|----|
| (1) 重大事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |
| (2) 車内事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |
| (3) 有責事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |
| (4) 物損事故 | 目標 2 件 | 結果 2 件 | 達成 |
| (5) アルコールチェック社内規定 (0.00 以外) | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |
| (6) デジタルタコグラフ 平均点数 | 目標 95 点以上 | 結果 98 点 | 達成 |

自損事故については全て乗務員の注意力低下によるものであった。

集中力の維持と危険予測について重点的に訓練を行う。

NASVA 以外の第三者機関による適性診断を受診させそれに基づいた指導を強化する。

3. 安全運行のために講じた措置及び活用

①株式会社 iCare が提供するフィリップス社のスリープコーチングプログラムを導入。

全員の SAS (睡眠時無呼吸症候群) 検査と検査後のフォローアップを行った。

②運転士の感染症予防対策として全運転士にマスクを配布。

全車両の運転席に飛沫感染対策シールドを設置。

一部車両は客席に飛沫感染対策を行っている。

またオゾン発生装置を導入し運行毎に車内の除菌を行っている。

③健康相談窓口

株式会社医協の保健師と従業員が健康及びメンタルヘルスなどの相談ホットラインを開設。

従業員が上司や同僚を気にすることなく産業医に直接相談できるシステムを稼働している。

④保健師による健康セミナー開催

株式会社医協による、定期的な健康セミナーを開催。

従業員の健康への関心を高め、心と体の健康から真の安全を確立すべく取り組んでいく。

⑤点呼健康システム

株式会社リオスの点呼健康システムにより、点呼問診内容と運行承認者を記録して安全運行に活用している。各個人の日々の血圧などをデータ化し各個人の健康管理に役立て、乗務員の健康意識の向上に役立てている。

⑥パルスオキシメーター

簡易式パルスオキシメーターの導入により定期的に乗務員のストレス度・脈拍・血管年齢のチェックを行っている。

乗務員自身が自分の心身状態を把握し、健康への関心を高めるよう努めている。

⑦全車両ドライブレコーダー装着済

全車両にデジタルタコグラフ／ドライブレコーダーを装着。

GPS付でリアルタイムに近い動態管理が可能。

⑧モバイルアイ運用

特定ASVに認定されている後付けASVモバイルアイを非ASV車両に導入している。

⑨デジタルタコグラフのデータをもとにし、労務管理ソフトを利用した拘束時間管理を行っている。これにより運転者の過労状態を防ぎ、安全運行につなげていく。

⑩運転士の感染症対策として全車両に

4. 安全運行に関する教育・研修の計画

マリン観光バス運転士として選任された者は、年間乗務員教育計画に基づき教育研修を進めている。【別表－2】

新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導においては、平成28年11月17日付け、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正に伴い、該当する者には次のとおり実施する。

- ① 20時間以上の実技訓練の義務付け 実技訓練以外の指導(座学)10時間等を行っている。
- ② 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分(大型・中型等)の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付ける。
- ③ 一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置(ASV装置)を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加した。
- ④ ドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付けている。

5. 事故・事件発生時の緊急連絡体制

- (1) 重大事故及び重大事件発生の場合は、【別紙－3】に基づき緊急態勢に入る。
- (2) (1)に該当しない事故についても、ケガ人の救助及び2次被害の回避が終了したのちに速やかに福岡(本社)営業所に連絡を入れ、運行管理者の指示に従うようルール化している。
- (3) 事故が発生した場合、運転士のパニック状態に陥ってはケガ人の救助や2次被害の処置にも影響するため安全運行に関する教育・研修の中でも指導を行っている。
- (4) 事故の定義(重大事故等)の一覧表【別紙－4】を点呼室に掲示し、このような事故を起こさないように運行管理者が注意喚起を行っている。

6. 書類関係の保存期間

- (1) 【別紙－5】の表に基づき、1年間、3年間、保存を行っている。
- (2) 保存期間終了の書類については、個人情報等が多く含まれるため、シュレッダーにより細粉し焼却場での焼却としている。今後の処分も同様の対応を行う。

<別紙資料>

- 別紙－1 プロ&セイフティドライバー宣言
- 別紙－2 2019年度年間乗務員教育計画
- 別紙－3 マリン観光バス 重大事故・事件発生時の緊急連絡
- 別紙－4 事故の定義(重大事故:速報)
- 別紙－5 書類の保存期間

以上